

三重県身体障害者総合福祉センターの管理に関する年度協定書（案）

三重県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和〇〇年〇〇月〇〇日に締結した「三重県身体障害者総合福祉センターの管理に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）に基づき、次のとおり、令和〇〇年度における協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 年度協定は、三重県身体障害者総合福祉センター（以下「総合福祉センター」という。）の管理に係る令和〇〇年度の管理業務の内容及びその業務実施に要する経費として支払う指定管理料を定めることを目的とする。

（年度協定の期間）

第2条 年度協定の期間は、令和〇〇年4月1日から令和〇〇年3月31日までとする。

（管理業務の内容）

第3条 甲及び乙は、令和〇〇年度に実施する管理業務の内容及び別記1に定めるとおりであることを確認する。

（管理備品）

第4条 甲及び乙は、基本協定別記3で定める管理備品について、同協定第3条第4項の規定に基づき別記2のとおり増減があったことを確認する。

（指定管理料）

第5条 甲は、令和〇〇年度における総合福祉センターの指定管理料として、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（消費税及び地方消費税を含む。）を支払うものとする。

2 前項の指定管理料の支払方法は、次のとおりとする。

（1）乙は、指定管理料を、前期分金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円、後期分金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を前金払い請求できるものとし、指定管理料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。

（2）甲は、当該請求書を受領してから15日以内に乙に対して指定管理料を支払うものとする。

（疑義についての協議）

第6条 年度協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、基本協定によることとし、基本協定に定めのない場合においては、甲及び乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

乙

別記 1 「令和〇〇年度業務仕様書」

(略)

別記 2 「令和〇〇年度における管理備品の増減」

(略)